

福岡県	質問内容	回答
1	宿泊日数の上限はありますか。	福岡県の助成上限は、1人当たり延べ5泊までです（旅行業者が実施する既に割引された企画旅行に参加する場合を除く）。連続5泊ではなく、期間中延べ5泊です。
2	支援額の総額はいくらですか？	福岡県は約1.3億円です。支援金の交付時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。
3	子どもも対象となりますか？	大人も子供も同額で対象となります（但し、宿泊代金が4,000円未満の場合、その実額が助成金の対象となります。幼児など無料扱いの方は対象外となります。）
4	途中で対象外の府県に宿泊しても大丈夫ですか？	連続で、対象府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、福岡県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県）に、合計2泊以上する必要があります。 例）1泊目：福岡県→2泊目：対象外の県→3泊目：山口県は、対象外となります。
5	周遊旅行促進事業の場合、各府県へ申請が必要ですか。	各府県から支援を受けるためには、各府県の事務局へ申請が必要です。まとめて申請することはできませんので、各府県の手続きに従い、それぞれの府県事務局へ申請をお願いいたします。なお、予算額も各府県によって異なります。支援金の支払い時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については各府県事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。一方の府県で予算の上限を超えていた場合で、福岡県の予算が残っていた場合は、福岡県からのみ支援金を受けることができ
6	日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。	宿泊を伴わない場合は対象となりません。
7	基本の宿泊代金以外の飲食やお土産代等も宿泊料の対象としていいですか。	基本の宿泊プランに含まれる飲食・お土産代、ゴルフパック、エステ代等も宿泊料金に含みます。
8	連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。	11月30日宿泊分までが対象となります。12月1日宿泊分は対象となりません。また、それ以前に福岡県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば11月30日に福岡県、12月1日に山口県に宿泊した場合は、本事業の対象外となります。
9	周遊旅行促進事業の「旅行業者が実施する既に割引された旅行に参加する場合」と「旅行者自身が助成金を申請する」を併用して利用することはできますか。	できません。二重利用は禁止されています。
10	他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？	補助金・助成金の種類によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。
11	ホテルの自社ポイントとの併用は可能ですか？	併用可能です。ポイント利用後の金額が宿泊料金となります。ポイント利用後の金額が4,000円以下となる場合は、その金額が助成額の上限となります。
12	宿泊施設や旅行業者側で本事業のプロモーションを行ってもいいでしょうか？	お願いいたします。ロゴ等は下記ホームページからダウンロードください。また、その際は二重価格表記違反にご注意ください。 併せて「6.（旅行業者向け）割引された企画旅行を販売するためには」もご参照ください。 <a href="https://fukkou-shuyu.jp/logo.html">https://fukkou-shuyu.jp/logo.html</a>
13	入湯税は宿泊料金に含めてもいいですか？	入湯税や消費税を含めない料金が助成金の対象額となります。
14	外国人も助成対象となりますか？	国内に口座を持つ個人・法人であれば、どなたも対象です。